マイツグループセミナー

11月5日付けの国務院第34回常務会議で「中華人民共和国増値税暫行条例」、「中華人民共和国営業税暫行条例」及び「中華人民共和国消費税暫行条例」の改正案が通過し、2009年1月1日から実施されることになりました。いよいよ中国での流通税改革がはじまります。

とくに、増値税に関しては、生産型の付加価値税から消費型の付加価値税にシフトし、固定資産税の購入時にかかる仕入増値税の控除が認められるなど大幅な改革が行われます。

セミナーでは、暫定条例に基づき、改正前・改正後の増値税・営業税・消費税の違い、改正ポイント、今後の影響と対応策ついて解説します。

今後の中国流通税改革がどのようになるのか、親会社にとっても重要です。ぜひご参加下さい!!

	L->.	_	-rbi	oto .	
\sim -	72		-124	23	•

【第一部】

「中華人民共和国増値税暫行条例」、 「中華人民共和国営業税暫行条例」 及び「中華人民共和国消費税暫行条例」の改正案 の概要

【第二部】

改正前・改正後のポイント説明

【第三部】

中国現地と親会社の影響について 今後の対応策

日時: 2008年12月22日(月) 13時30分~16時00分(質疑応答の時間を設けます。)

※受付は13時00分より

場所: 丸ビルコンファレンススクエア 8F ROOM3 (定員30名。)http://www.marunouchi-hc.jp/

参加費: 10,000円(振込先はお申し込み受付後にご連絡します。)

- ・定員になり次第受付締め切ります。
- -銀行振込は12月17日までにお願い致します。
- (株)東京マイツ顧問先参加費5,000円・グループ会社での顧問契約の場合7,000円
- 詳しくは事務局までお問い合わせ下さい。

講師: マイツグループ CEO 日本国公認会計士 池田博義

~ ご連絡はセミナー事務局まで ~

株式会社東京マイツ (TEL)03-5524-5321 (FAX)03-5524-5322 担当:井手(yide@myts.co.jp)

参加ご希望の方は、記入の上FAX又は、お電話、e-mailにてご連絡下さい。(FAX) 東京:03-5524-5322

貴社名				お名	5前			ご参	加人数		
										,	
お電話番号					FA	X番号:					
e-mail:											
質問したいことがございましたらお書きください。できる限りセミナーの中でご回答させていただきます。											
※弊社グループ会社とご契約のお客様は、下記該当するご契約場所に〇を囲んで下さい。											
	東京	大阪	京都	名古屋	大連	天津	上海	蘇州	広州	深セン	